鳥獣被害防止対策の推進

【9,650(9,659)百万円】

対策のポイント

野生鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、地域関係者一体の被害対策の取組や施設整備、ジビエ活用の推進、新技術の導入実証等を支援します。

く背景/課題>

- ・野生鳥獣の増加・拡大のため、農作物被害金額は年間約200億円となっています。
- ・野生鳥獣による被害は、経済的被害のみならず、営農・林業経営意欲の減退や耕作放棄地の増加、森林の生物多様性の損失や土壌流出等の一因ともなっており、シカ、イノシシ、サルの生息数等の半減の目標達成に向け、地域の実情に応じた対策が不可欠となっています。
- ・このため、鳥獣被害対策実施隊の設置促進・活動強化など、捕獲に重点化した取組や 必要な施設の整備等を効果的・効率的に推進する必要があります。
- ・さらに、増加する捕獲個体の適切な処理を推進する観点から、**ジビエの全国的な需要** 拡大など、利活用の取組を推進することが重要です。

政策目標

- 〇鳥獣被害対策実施隊の設置数を1,200に増加(平成32年度)
- ○野生鳥獣を約60万頭捕獲※(平成29年度)(本事業によるシカ、イノシシの捕獲数の合計)
- 〇野生鳥獣の食肉等への利用率を向上

(約14% (平成26年度)→30% (平成30年度) (捕獲個体のうち、利用される頭数の割合))

※ 平成24年度397万頭(シカ、イノシシ生息数推計)を平成35年度までに210万頭とするための平成29年度の捕獲目標

<主な内容>

1. 鳥獸被害防止総合対策交付金

9,500(9,500)百万円

市町村が作成した**「被害防止計画」に基づく取組を総合的に支援**します。具体的には、

- 侵入防止柵*、処理加工施設、捕獲技術高度化施設等の整備 ※ 電気柵を施工する場合は、安全基準を遵守すること。
- 捕獲機材の導入、追い払い等の地域ぐるみの被害防止活動
- ・捕獲を含めたサルの複合対策、他地域の人材を活用した捕獲、ICT等を用いた実証
- 捕獲活動の取組
- ・地域の指導者や被害対策の中核となるコーディネーターの育成等の取組

等へ支援するとともに、**ジビエの流通量確保と全国的な需要拡大**のため、**捕獲者から需要者までの関係者が一体となった普及啓発活動や情報共有体制の構築**等の取組を支援します。

「交付率:都道府県へは定額(事業実施主体へは事業費の1/2以内等) 事業実施主体:地域協議会、民間団体等)

2. シカによる森林被害緊急対策事業

150(159)百万円

市町村が設定する鳥獣害防止森林区域等におけるシカ被害や予防の対策を推進するため、シカによる森林被害が深刻な地域等において、林業関係者が主体となった 広域かつ計画的な捕獲等をモデル的に実施するほか、監視体制の強化を図ります。

補助率:定額 事業実施主体:国、都道府県等

<各省との連携>

- □ 環境省 ・指定管理鳥獣捕獲等事業交付金により、都道府県によるシカ・イノシ シの捕獲及びその担い手育成等の取組を支援
- 内閣府 ・地方創生推進交付金により、地方公共団体による地域資源としてジビ エを利活用するための体制構築等の取組を支援

お問い合わせ先:

1の事業 農村振興局農村環境課鳥獣対策室(03-3591-4958)

2の事業 林野庁研究指導課森林保護対策室(03-3502-1063)

鳥獣被害防止対策の推進

鳥獸被害防止総合対策交付金

【平成29年度予算概算決定額:9,500(9,500)百万円】

野生鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、地域関係者が一体となった鳥獣被害防止 のための取組や施設の整備、ジビエ活用の取組等を支援します。

ハード対策

〇侵入防止柵等の被害防止施設

※侵入防止柵を自力施工する場合、資材費相当分を定額支援。なお、電気柵を施工する場合は、安全基準を遵守すること。

〇鳥獣の食肉(ジビエ)等への処理加工施設、焼却施設、捕獲技術高度化施設(射撃場)

【事業実施主体】

地域協議会、地域協議会の構成員









侵入防止柵

処理加工施設

捕獲技術高度化施設

【交付率】 都道府県へは定額(事業実施主体へは事業費の1/2以内等)

(※条件不利地域は55/100以内、沖縄は2/3以内。その他、条件により、一部定額支援あり)

- ○鳥獣被害対策実施隊、民間団体等による地域ぐるみの被害防止活動 (※実施隊、民間団体、新規地区が取り組む場合、定額支援(市町村当たり200万円以内等))
- 〇捕獲を含めたサルの複合対策、他地域の人材を活用した捕獲、ICT等を用いた新技術実証 (※実施隊が取り組む場合、それぞれ市町村当たり100万円以内等を定額支援)
- ○都道府県が実施する広域捕獲活動、新技術実証活動、人材育成活動等の取組 (※都道府県の取組に対して、都道府県当たり2,300万円以内を定額支援)
- ○捕獲活動経費の直接支援

(※獣種等に応じて捕獲1頭当たり8,000円以内等を支援)

- ○鳥獣被害対策の地域リーダーや対策の中核となるコーディネーター育成等のための研修 (※定額支援)
- 〇 ジビエの流通量の確保や需要拡大のための普及啓発活動、関係者間の情報共有等の取組 (※ジビエコンソーシアムの取組に対して定額支援)

【事業実施主体】

地域協議会、民間団体 等 【交付率】



捕獲機材の導入

実施隊への研修



都道府県へは定額(事業実施主体へは事業費の1/2以内等)

(※条件により、一部定額支援あり)

シカによる森林被害緊急対策事業

【平成29年度予算概算決定額: 150(159)百万円】

(2)監視強化のための行動把握

鳥獣害防止森林区域等におけるシカ被害や予防の対策を推進するため、シカによる森林被害が深 刻な地域等において、広域的な捕獲等をモデル的に実施するほか、監視体制の強化を図ります。

(1)緊急捕獲等の実践

【事業内容】

シカ被害の深刻な地域に おいて、市町村や森林管理 署等から構成される広域の 協議会が計画を策定し、地 域の連携により囲いわな等 による捕獲や、防護柵設置 等の防除活動を実施。



囲いわなによる 捕獲

【事業内容】

シカの侵入が危惧され る地域等において、監視 体制の強化を図るため、 GPS首輪による行動追 跡調査、自動撮影カメラ によるシカの出没状況の 調査等を実施。



GPS首輪を用いた 行動追跡調査

【事業実施主体】国、都道府県等

【補助率】定額

美しい農村再生支援事業

【44(96)百万円】

対策のポイント -

農村の棚田や疏水等の有する美しい景観や伝統等の総合的な価値を農村の付加価値として新たに蘇らせ、農業・農村の活性化を図る取組を支援します。

<背景/課題>

- ・地域に受け継がれてきた棚田、疏水等は、日本社会の形成過程や伝統文化、経験に裏 打ちされた持続可能な資源管理の方法など、農村の総合的な価値を構成していますが、 現代においてはその価値が希少化するとともに、保全・継承が困難化しています。
- ・農村の景観、伝統等の価値の現代的な意義を評価し、現代及び将来の日本社会に提供する農村の付加価値として再生するとともに、美しく伝統ある農村を次世代に継承する取組を支援する必要があります。

政策目標

平成29年度までに50地域で、農村の総合的な価値の再生・継承に向けた取組を実施(平成26年度~29年度)

<主な内容>

日本の棚田百選、疏水百選のうち法律に基づく景観保全等に取り組む地区、国際連合 食糧農業機関(FAO)が認定した世界農業遺産(GIAHS)に該当する地域を対象 に以下の支援を行います。

1. 農村の価値の向上・継承

44(66)百万円

農村の有する景観や伝統等に着目し、地域住民を巻き込みながら、農村の総合的な価値を向上・継承するための活動計画づくり・体制づくりや、地域産品のブランド化等の地域活性化の取組の立上げを支援します。

補助率:定額(1計画当たり上限600万円等) 事業実施主体:市町村等)

[お問い合わせ先:農村振興局地域振興課 (03-3501-8359)]

美しい農村再生支援事業

平成29年度予算概算決定額【44(96)百万円】

現状とニーズ

- 〇 過疎化・高齢化により、集落の活力低下。
- 潜在力はあるが十分に活用されていない農業資源が存在し、年々老朽化が進行。
- 農村の歴史的景観や伝統等に対する都市住民のニーズの高まり。
- 農業資源の魅力の再構築と地域活性化の機運の高まり。

支援内容

美しい農村を再生する取組の必要性

○ 地域住民や、都市のボランティア 等が参加した体制づくり、計画づくり



○ <u>地域活性化の取組の立ち上げ</u> ※ 特徴的な農村資源を活用した 地域の魅力向上 等

新たな取組の計画づくり



洲田木) 地域産品のブランド化

- 〇 農村の価値の向上・継承 (44百万円、補助率:定額(1計画当たり上限600万円等))
 - 対象: ・ 日本の棚田百選、疏水百選のうち法律に基づく景観保全等に取り組む地区
 - 国際連合食糧農業機関(FAO)が認定した世界農業遺産(GIAHS)に該当する地域

事業実施主体: 市町村等

アウトプット(期待する効果)



都市住民が参加する 田植え・収穫祭



花祭りの開催



観光客訪問



外国人訪問



地域産品の 販売促進

歴史的景観や伝統等を活用した農村の活性化のための自立的な活動体制づくり

農家負担金軽減支援対策事業

【3,740(4,660)百万円】

- 対策のポイント ——

土地改良事業等の農家負担金の無利子貸付等を行うことにより、農家負担 金の軽減を図り、農用地の利用集積等を促進します。

く背景/課題>

- ・農産物価格の低迷、農業者の高齢化等により、土地改良事業等の農家負担金の計画的 な償還が困難な地域が生じており、事業の円滑な推進の支障となっています。
- ・このため、担い手への農地集積等に取り組む土地改良区等に対し農家負担金の軽減対 策を実施し、事業の円滑な推進を図ります。

- 政策目標

担い手が利用する面積が今後10年間(平成35年まで)で全農地面積の8割 となるよう農地集積を推進

<主な内容>

土地改良事業等の農家負担金の軽減を図るため、以下の事業等を実施します。

1. 水田 • 畑作経営所得安定対策等支援事業

担い手農地利用集積率の一定以上の増加が確実と見込まれる土地改良区等に対し て、農家負担金の無利子貸付を行います。

2. 災害被災地域土地改良負担金償還助成事業

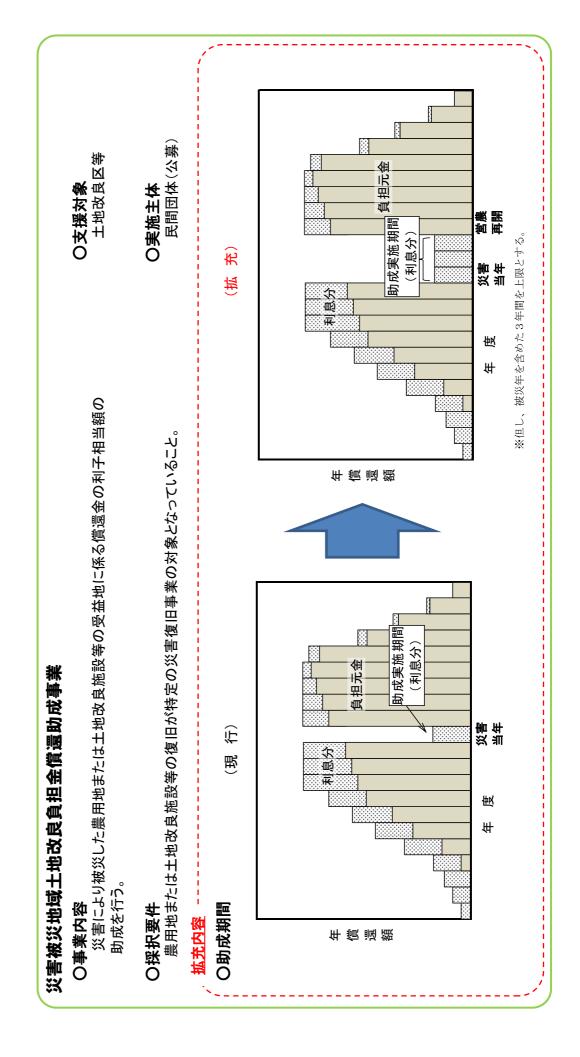
一定規模以上被災した農用地又は土地改良施設等の受益地に係る負担金の償還利子 相当額を土地改良区等に対して助成します(助成期間を営農再開まで延長。但し、被 災年を含めた3年間を上限とする)。

補助率:定額 事業実施主体:民間団体

「お問い合わせ先:農村振興局農地資源課 (03-3502-6277)]

農家負担金軽減支援対策事業(拡充)

災害被災地域に対して利子助成を行う「災害被災地域土地改良負担金償還助成事業」について、助成期間を営農が再開される <u>まで延長</u>する。(但し、被災年を含めた3年間を上限とする) 0



有明海再生対策

【1. 795 (1. 795) 百万円】

- 対策のポイント ―

有明海等の再生に向けて、海域環境の保全・改善と水産資源の回復等によ る漁業の振興を図るため、有明海沿岸4県が協調した、海域環境等の調査、 魚介類の増養殖対策を行うとともに、漁場改善対策を推進します。

く背景/課題>

- ・有明海等については、依然として、赤潮や貧酸素水塊の発生が見られるなど環境改善 が十分進んでおらず、海域の環境の悪化が危惧されています。
- ・また、アサリやタイラギなどの水産有用二枚貝類の有数の産地でありましたが、近年 は環境の変化等に伴い生産が低迷しています。
- ・有明海等の再生に向け、関係漁業者などの意見も聞きながら、有明海沿岸4県が協調 して、有明海等の海域特性に応じた取組の充実を図る必要があります。

政策目標 有明海の再生

く主な内容>

- 1. 海域環境等の調査
- (1) 有明海特産魚介類生息環境調査委託事業 600(600)百万円 有明海の再生に向けた有明海特産魚介類の最適な生息環境の調査を実施すると ともに、有明海沿岸4県が協調して産卵場や成育場のネットワーク等に配慮した 海域環境の改善を推進するための調査を実施します。

委託先:地方公共団体

(2) 国営干拓環境対策調査<公共>

328(328)百万円 有明海の環境変化の要因解明に向けて、水質や底質及び生態系の変化等に関す る調査を実施するとともに、環境保全対策などの対応を検討します。

> 国庫負担率:10/10 事業実施主体:国人

- 2. 魚介類の増養殖対策
- (1)有明海漁業振興技術開発事業 400(400) 百万円 有明海の再生に向けた、有明海沿岸4県が協調して行う有明海特産魚介類の増 養殖技術の開発を支援します。

補助率:定額 事業実施主体:地方公共団体

(2) 二枚貝の養殖等を併用した高品質なノリ養殖技術の開発事業

30(30)百万円

珪藻赤潮によるノリ色落ち対策として、ノリと栄養塩を競合する植物プランク トンを消費しつつ、栄養塩を添加(排出)する二枚貝養殖等を組み合わせた新た なノリ養殖技術を開発します。

委託先:民間団体等 /

3. 漁場改善対策

(1) 各地域の特性に応じた有明海の漁場環境改善実証事業

325 (325) 百万円 有明海の漁場生産力の向上を図るため、漁業者等が自ら行うことが可能な泥土 の除去、ホトトギス貝の発生・分布状況の把握・駆除及び貧酸素水塊解消の技術

開発・実証を行います。

委託費 委託先:民間団体等

(2) 有明海水産基盤整備実証調査 < 公共 >

112(112)百万円

タイラギ漁場再生のため、凹凸覆砂畝型工実証を行うとともに、成**貝への成長に必要な好適環境条件の解明、覆砂漁場の維持管理手法の開発等**を行います。

(国庫負担率:10/10 事業実施主体:国)

(関連対策)

水産基盤整備事業(水産環境整備事業)<公共>

10,420(10,743)百万円の内数 有明海等の海域特性に応じた漁場環境の改善を図るため、関係県の連携による覆砂

・海底耕耘等の漁場整備を推進します。

国庫負担率:1/2等 事業実施主体:地方公共団体等)

な問い合わせ先:

1の事業 農村振興局農地資源課(03-6744-1709)

2の事業 水産庁栽培養殖課(03-3501-3848)

3 (1) の事業 水産庁研究指導課 (03-3591-7410)

3 (2)、関連対策の事業 水産庁計画課 (03-3502-8491)

諫早湾干拓潮受堤防排水門の開門への対応に係る経費 【6,190(6,189)百万円】

– 対策のポイント ——

諫早湾干拓潮受堤防排水門の開門について、関連訴訟や裁判所における和 解協議に適切に対応しつつ、開門することになった場合にも対応できるよう 所要の予算を措置します。

く背景/課題>

- ・諫早湾干拓潮受堤防排水門の開門問題については、現在、福岡高裁及び長崎地裁において、和解協議を実施していますが、平成22年12月の福岡高裁判決による「開門義務」と、平成25年11月の長崎地裁の仮処分決定による「開門してはならない義務」という2つの相反する義務が存在しています。
- ・このため、問題の解決に向けて、**関連訴訟や裁判所における和解協議に適切に対応**する必要があります。
- ・関連訴訟や裁判所における和解協議について予断することはできませんが、**開門する** ことになった場合にも対応できるよう所要の予算を措置する必要があります。

政策目標

関連訴訟や裁判所における和解協議に適切に対応しつつ、開門することになった場合にも対応できるようにする。

<主な内容>

1. 対策工事

開門することとなった場合に防災・農業・漁業への影響が生じないよう、対策工事に要する予算を措置します。代替水源対策の海水淡水化施設等の整備については、 国庫債務負担行為(平成29年度から2箇年で11,933百万円)を併せて措置します。

2. 施設管理

開門することとなった場合の施設管理に要する予算を措置します。

3. 環境調査

有明海、諫早湾等の水質、底質、生物・生態系等の調査を実施します。

(事業実施主体:国)

「お問い合わせ先:農村振興局農地資源課 (03−6744−1709)